

第2項先進医療の新規届出技術について
(8月、9月、10月受付分)

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	受付日※3	事前評価			その他 (事務的対応等)
							担当構成員 (敬称略)	担当技術委員 (敬称略)	総評	
315	遺伝性乳がん・卵巣がん症候群におけるBRCA1/2遺伝子診断	遺伝性が疑われる乳がんまたは卵巣がん(発端者及び保因者)	25万円	60万1千円	25万8千円	H24.8.20	藤原　康弘	村田　満	否	別紙4
316	口唇口蓋裂に対する手術前の鼻歯槽口蓋形態改善を目的とした非観血的誘導療法	口唇口蓋裂 ・片側/両側唇顎裂 ・片側/両側唇顎口蓋裂 ・硬口蓋後端の裂幅が10mm以上の口蓋裂	片側唇顎口蓋裂の場合 30万5千円 両側唇顎口蓋裂の場合 45万2千円	1万2千円	3千円	H24.9.4	—	—	—	返戻 (書類不備)
317	STR法を用いた同種造血幹細胞移植後のドナー患者間キメラ解析	同種造血幹細胞移植患者	32万3千円	329万8千円	142万9千円	H24.9.14	—	—	—	返戻 (書類不備)
318	内視鏡下鼻内経副鼻腔眼窩手術	眼窩内、特に眼球後部に存在する病変(腫瘍、膿瘍、血腫)	75万6千円	52万3千円	9万6千円	H24.9.21	—	—	—	返戻 (書類不備)

※1　医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
※2　典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
※3　原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】
○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。